

改正案

現行

<p>（法第一条第二項第三号に規定する契約のうちから除くものとして政令で定めるもの等）</p> <p>第一条の三の二 法第一条第二項第三号に規定する契約のうちから除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第二条第三号に掲げる物品に係る商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第一条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。）により運用することを目的とする商品投資に係る事業の規制に関する法律第一条第二項第二号の契約とする。</p> <p>2 法第一条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものであること。</p> <p>ロ 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

八 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号（第十二号を除く。）に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号八に掲げる要件に該当するもの

（勧誘の相手方が多数である場合）

第一条の四（略）

2（略）

3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一・二（略）

（勧誘の相手方が多数である場合）

第一条の四（略）

2（略）

3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一・二（略）

(特別の関係)

第十五条の二 法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、同項の規定により同号に掲げる対象議決権（法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下この項において同じ。）を保有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係

イ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ その配偶者

ハ その被支配会社

ニ その支配株主等

ホ その支配株主等の他の被支配会社

二 前号に掲げる者以外の者 前号イ又はロに掲げる者との関係

2 前項の「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同項の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している

(特別の関係)

第十五条の二 法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で会社の対象議決権（法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は会社の対象議決権を行使することを合意している者（次項において「共同保有者」という。）の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）

（と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項

場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。

3 第一項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該みなされる者を当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該みなされる者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

第十七条の二 法第六十五条第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るもの
- 二 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものうち、発行日から償還日までの期間が一

の規定を適用する。

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

第十七条の二 法第六十五条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

2 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 社債等の振替に関する法律に規定する短期社債に係るもの
- 二 保険業法に規定する短期社債に係るもの
- 三 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとし

年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは前項第一号若しくは法第二条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

3 法第六十五条第二項第一号に規定する第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。

(削る)

て内閣府令で定めるもの

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、前項第一号若しくは第二号又は同条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

(法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの)

第十七条の三 法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、銀行、協同組織金融機関、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が行つ次に掲げる行為とする。

一 法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為

イ 当該有価証券の買付け

ロ 当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

ハ 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1) 取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

(2) 外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託を

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三 法第六十五条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

一～三 (略)

(多数の者を相手方として行う場合)

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行う場合とする。

いう。第二十七条の四第一号、第三十二条の二第二号及び第三十二条の二第一号において同じ。)の受益証券につき次に掲げる行為

イ 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1) 取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け

(2) 外国有価証券市場における当該受益証券の買付け

ロ イに掲げる行為を行った場合における次に掲げる取引の委託

の媒介、取次ぎ又は代理

(1) 取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け

(2) 外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

一～三 (略)

(多数の者を相手方として行う場合)

第十七条の三の三 法第六十五条第二項第七号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行う場合とする。

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十七条の三の三 法第六十五条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十八条の二	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)
第三十二条第五項	第六十五条の二第五項において準用する第四十五条第一号	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項
同条第六項			

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十七条の三の四 法第六十五条第二項第八号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十八条の二	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		(略)	
	第二十八条の 四第一項(第 一号から第五 号まで及び第 八号から第十 一号までを除 く。)	(略)	
	第五十六条第一項若し くは第五十六条の二第 三項	(略)	
	第六十五条の二第五項 において準用する第五 十六条第一項(第一号 (第六十五条の二第二 項において準用する第 二十八条の四第一項第 六号、第七号及び第十 二号に係る部分に限る 。)、第二号、第三号 、第五号及び第六号) 第六十五条の二第四項 において準用する第二 十九条の四第一号に係 る部分に限る。)に限 る。	(略)	において準用する第四 十五条第一号

		(略)	
	第二十八条の 四第一項(第 一号から第五 号まで及び第 八号から第十 一号までを除 く。)	(略)	
	第五十六条第一項若し くは第五十六条の二第 三項	(略)	
	第六十五条の二第五項 において準用する第五 十六条第一項(第一号 (第六十五条の二第二 項において準用する第 二十八条の四第一項第 六号及び第七号に係る 部分に限る。)、第二 号、第三号、第五号及 び第六号(第六十五条 の二第四項において準 用する第二十九条の四 第一号に係る部分に限 る。))に限る。	(略)	

第三十八条及 第三十九条	(略)		第三十三条	(略)	
有価証券	(略)		その業務	(略)	(略)
第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券	(略)	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券	第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務(第六十五条の二第五項において準用する第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十七條の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。)	(略)	(略)

第三十八条及 第三十九条	(略)		第三十三条	(略)	
有価証券	(略)		その業務	(略)	(略)
第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券	(略)	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券	第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務(第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七條の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。)	(略)	(略)

第四十条		
有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引	有価証券店頭デリバティブ取引	同項第五号に掲げる取引
外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係る有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係る有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引
外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

第四十条		
有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引	有価証券店頭デリバティブ取引	同項第七号に掲げる取引
外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引	第六十五条第二項第一号に掲げる取引	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引
外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引	第六十五条第二項第六号に掲げる取引	第六十五条第二項第六号に掲げる取引

	第四十二条		有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引	(略)	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買(有価証券先渡取引を除く。以下この条にお	(略)	第六十五条第二項第五号に掲げる取引
--	-------	--	---	-----	-------------------------------------	---	-----	-------------------

	第四十二条		有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引	(略)	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買(有価証券先渡取引を除く。以下この条にお	(略)	第六十五条第二項第七号に掲げる取引
--	-------	--	---	-----	-------------------------------------	---	-----	-------------------

<p>有価証券店頭指数等先物取引に関連し</p>	<p>第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引に関連し</p>	<p>同じ。）その他の取引並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券の売買の媒介その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは同項第五号に掲げる取引のうち有価証券先物取引若しくは有価証券店頭オプション取引</p>
<p>有価証券店頭指数等先</p>	<p>第六十五条第二項第五</p>	

<p>有価証券店頭指数等先物取引に関連し</p>	<p>第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し</p>	<p>同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号八及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先物取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの</p>
<p>有価証券店頭指数等先</p>	<p>第六十五条第二項第七</p>	

渡取引	有価証券店頭指数等ス ワップ取引	有価証券の売買若しくは	、有価証券指数等先物 取引
号に掲げる取引のうち 有価証券店頭指数等先 渡取引に係るもの	第六十五条第二項第五 号に掲げる取引のうち 有価証券店頭指数等ス ワップ取引に係るもの	第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 げる有価証券（当該有 価証券に係る有価証券 指数を含む。第九号及 び次項において同じ。 ）に係るこれらの号に 掲げる行為のうち売買 若しくは	第六十五条第二項第 一号から第三号までに 掲げる有価証券（当該 有価証券に係る有価証

渡取引	有価証券店頭指数等ス ワップ取引	有価証券の売買若しくは	(新設)
号に掲げる取引のうち 有価証券店頭指数等先 渡取引に係るもの	第六十五条第二項第七 号に掲げる取引のうち 有価証券店頭指数等ス ワップ取引に係るもの	第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 げる有価証券の売買若 しくは	(新設)

	有価証券店頭デリバティブ取引若しくは	有価証券店頭デリバティブ取引に	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引
券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引	第六十五条第二項第五号に掲げる取引若しくは	第六十五条第二項第五号に掲げる取引に	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先

	有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引	有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引
	同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引	同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引

	(略)	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）有価証券オポジション取引等（有価証券オポジション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</p>
<p>物取引若しくは有価証券オポジション取引又は同項第五号に掲げる取引</p>	(略)	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引若しくは同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券の売買の媒介その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をい</p>

	(略)	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）有価証券オポジション取引等（有価証券オポジション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</p>
	(略)	<p>第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第三条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為</p>

第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券指数等先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。第五十一条、第五十五条及び第六十四条の三において同じ。

( )、有価証券オプシオン取引等(同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプシオン取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプシオン取引に係る第二条第十一項第

	証券業	(削る)	同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等(外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)に係るこれらの者が行う行為
二号に掲げる行為をいう。第五十一条、第五十五条第六十四条の三において同じ。)若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為	登録等業務	(削る)	同項第五号の規定は第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るこれらの者が行う行為

	(新設)	外国市場証券先物取引に係る	同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等(外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)に係るこれらの者が行う行為
	(新設)	第六十五条第二項第六号口及びびへに掲げる取引に係る	前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号口及びびへに掲げる取引に係る第一条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為

<p>二 第四十二条の</p>	
<p>の取引（ 有価証券の売買その他</p>	
<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買そ</p>	<p>について、第九号の規定は外国市場証券先物取引等（第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係るものにあつては外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項二号若しくは第三号に掲げる行為をい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては外国市場証券先物取引に係る第二十一条第十項第一号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為</p>

<p>二 第四十二条の</p>	
<p>の取引（ 有価証券の売買その他</p>	
<p>第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買そ</p>	

(削る)	又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引	
(削る)	又は同項第一号から第三号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この号において同じ。)に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは同項第五号に掲げる取引	他の取引並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券の売買の媒介その他の取引)

有価証券の売買その他の取引等	又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引	
第六十五条第二項の取引	第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引	他の取引)

第四十三條			
(略)	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはそ	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	
(略)	第六十五條第二項第一号から第四号に掲げる	同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は第六十五條第二項第五号に掲げる取引	

第四十三條			
(略)	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはそ	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引
(略)	第六十五條第二項第一号から第四号までに掲	第六十五條第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引	引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引

	<p>の委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第一号から第三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は同項第五号に掲げる取引</p>	<p>第四十四条（第二号を除く）</p>	<p>第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）</p>	<p>登録等業務以外の業務</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>の委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>ける有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引</p>	<p>第四十四条第一号</p>	<p>第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	<p>有価証券の売買その他の取引等の委託等</p>	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引若しくは同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有</p>		<p>有価証券の売買その他の取引等を行い</p>	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引若しくは同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引を行い</p>
	<p>有価証券の売買その他の取引等の委託等</p>	<p>第六十五条第二項の取引の委託等</p>		<p>有価証券の売買その他の取引等を行い</p>	<p>第六十五条第二項の取引を行い</p>

	<p>第一百五十六条の二十四 第一項に規定する信用 取引以外の方法によつ て金銭</p>	<p>その他業務</p>	<p>第二条第八項各号に掲 げる行為</p>
<p>価証券指数を含む。 ） に係る有価証券指数等 先物取引、有価証券才 プション取引若しくは 外国市場証券先物取引 若しくは第六十五条第 二項第五号に掲げる取 引の委託等</p>	<p>金銭</p>	<p>登録等業務以外の業務</p>	<p>第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲 げる有価証券（当該有 価証券に係る有価証券 指数を含む。）に係る 当該各号に掲げる行為 及び同項第五号に掲げ</p>

	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

	第四十五条
証券業	親法人等
登録等業務	<p>親法人等（登録金融機関の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として</p>
る取引に係る同号に定める行為	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

	子法人等	有価証券店頭デリバティブ取引その他の取引又は
内閣府令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。	子法人等（登録金融機関が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。）	第六十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。）その他の取引並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券

	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

第五十一条	(略)	(略)	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	(略)	有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第	第四十七条	(略)	有価証券店頭デリバティブ取引	(略)	証券業	の売買の媒介その他の取引又は同項第五号に掲げる取引

第五十一条	(略)	(略)	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	(略)	国債証券等(第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。)(の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十	第四十七条	(略)	有価証券店頭デリバティブ取引	(略)	(新設)	(新設)

(略)		
(略)	有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等	
(略)	有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五條第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為	二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五條第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為

(略)		
(略)	有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等	
(略)	国債証券等の有価証券先物取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五條第二項第六号に掲げる取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五條第二項第七号に掲げる取引に係る行為	五條第二項第六号に掲げる取引に係る第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五條第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為

第五十七条	(略)		第五十五条
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引若しくは同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券の売買の媒介その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為(第六十五条の二第五項において準用する第五十八条	

第五十七条	(略)		第五十五条
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二項第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為(第六十五条の二第五項において準用する第五十八条	

<p>第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三</p>	<p>、第五十六条第一項</p>
<p>同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。））、第二号、第三号、第五号及び第六号（第十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。 （若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三</p>	<p>、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。））、第二号、</p>

<p>第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三</p>	<p>、第五十六条第一項</p>
<p>同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。））、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。 （若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三</p>	<p>、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。））、第二号、第三号、第</p>

第五十八条			
(略)	(略)		
第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	同条第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八号の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九号の四第一号に係る部分に限る。))に限る。	(略)	第三号、第五号及び第六号(第二十九号の四第一号に係る部分に限る。))に限る。
三	同条第五項において準用する第五十六条の三	(略)	

第五十八条			
(略)	(略)		
第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	同条第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八号の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九号の四第一号に係る部分に限る。))若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三	(略)	五号及び第六号(第二十九号の四第一号に係る部分に限る。))に限る。
		(略)	

	第六十二条	(略)	
	(略)	(略)	第五十六条第一項の規定
第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号	(略)	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。））の規定

	第六十二条	(略)	
	(略)	(略)	第五十六条第一項の規定
第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号	(略)	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。））の規定

(略)	(略)	<p>項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。</p> <p>。又は第五十六条の三</p>
<p>第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項</p>	<p>第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、第五</p>	
(略)	(略)	<p>項第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。</p> <p>。又は第五十六条の三</p>
<p>第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項</p>	<p>第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、第五十六</p>	

	第六十四条	<p>第二條第八項各号の 第六十五條第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係るこれらの号に掲げる行為及び同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち</p>	<p>十六條の三若しくは前條第二項</p>
--	-------	---	-----------------------

	第六十四条	<p>第二條第八項各号の 第六十五條第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二條第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五條第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二條第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五條第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち</p>	<p>若しくは前條第二項</p>
--	-------	--	------------------

(略)	有価証券店頭デリバティブ取引	有価証券指数等先物取引	有価証券の売買
(略)	同項第五号に掲げる取引	同項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に掲げる有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引	第六十五条第二項第一号から第四号に掲げる有価証券の売買

(略)	有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引	(新設)	(新設)
(略)	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	(削る)
(略)	(略)	第六十四条の三	(削る)
(略)	(略)	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	(削る)
(略)	(略)	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券の売買の媒介その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為	(削る)

(証券仲介業者に関する読替え)  
第十八条の三 法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十

(略)	(略)	(略)	第六十四条の二
(略)	(略)	第六十四条の三	第六十四条の五第一項
(略)	(略)	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	第六十四条の五第一項(第六十五条の第二五項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二号第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項七号に掲げる取引に係る同号に定める行為	(略)

(証券仲介業者に関する読替え)  
第十八条の三 法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十

六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第六十四条の二	(略)	(削除)	(略)	(削除)	(略)

(説明書類に関する規定)

六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第六十四条の二	(略)	第六十四条の五第一項	(略)	第六十四条の五第一項(第六十六条の二十三)において準用する場合を含む。	(略)

(説明書類に関する規定)

第十八条の四 法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第七十七号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二 了六（略）

（一般顧客から除かれる者）

第十八条の五 法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 了三（略）

四 補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に係る顧客資産のうちに振替機関等

（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ）

。の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）

によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、整理若しくは特別清算の開始時又は外国倒産処理手続の承認時において現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産

第十八条の四 法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二 了六（略）

（一般顧客から除かれる者）

第十八条の五 法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 了三（略）

（新設）

直近上位機関等をいう。) に対して有する債権を有する場合にあつては、当該債権につき、振替機関等(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

五| 外国政府その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者  
六 (略)

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三 (略)

四| 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の規定により支払を行うこととなつたこと。

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客(当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権に限る。)

五 (略)

四| 外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者  
五 (略)

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三 (略)

(新設)

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客(当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権(法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。))に限る。)

五 (略)

(空売りをを行う場合の価格)

第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格(売買価格の決定方法が競売の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。以下この条において「直近公表価格」という。)

(以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。)

25 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

2 法第九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項(法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る当該各号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引)

(空売りをを行う場合の価格)

第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格(以下この条において「直近公表価格」という。)

(以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。)

25 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

2 法第九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項(法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同項の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項

係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。 ) の規定

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条(同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る当該各号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。 ) 及び第六十一条第一項(法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る当該各号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。 ) の規定

三・四 (略)

3 } 7 (略)

(証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十

第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。 ) の規定

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条(同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。 ) 及び第六十一条第一項(法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。 ) の規定

三・四 (略)

3 } 7 (略)

(証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社の主要株主の

九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

二 外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）

改正案	現行
<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする証券取引行為で、証券取引法第六十五条第二項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は取引に係る当該各号に定める行為</p> <p>ト・チ（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする証券取引行為で、証券取引法第六十五条第二項第一号から第七号までに掲げる有価証券又は取引に係る当該各号に定める行為</p> <p>ト・チ（略）</p> <p>二・三（略）</p>

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>(特定資産の範囲)</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。以下「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(削る)</p> <p>十七 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの</p>	<p>(特定資産の範囲)</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 当事者の一方が相手方の行う前各号又は次号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>十七 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条に規定する投資事業有限責任組合契約（主として前各号に掲げる資産に対する投資を行うものに限る。）に係る同法第九条第二項に規定する有限責任組合員の出資の持分（以下「投資事業有限責任組合出資持分」という。）</p> <p>十八 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて、信託財産を主として匿名組合出資持分又は投資事業有限責任組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの</p>

(特別の関係)

第十四条の二 法第九条第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、同項の規定により同号に掲げる対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この項において同じ。）を保有しているときみなされる者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係

イ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決権をその者と共同で行使用することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ その配偶者

ハ その被支配会社

ニ その支配株主等

ホ その支配株主等の他の被支配会社

二 前号に掲げる者以外の者 前号イ及びロに掲げる者との関係

2 前項の「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同項の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支

(特別の関係)

第十四条の二 法第九条第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で会社の対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は会社の対象議決権を使用することを合意している者（次項において「共同保有者」という。）の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主又は総社員の議決権（法第九条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項

配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。

3 第一項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該みなされる者を当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該みなされる者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

（法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等）

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～八（略）

九 第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権（第三十条第三項第九号において「信託受益権」という。）

十（略）

（削る）

十一（略）

2（略）

の規定を適用する。

（法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等）

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～八（略）

九 第三条第十五号及び第十八号に掲げる信託の受益権（第三十条第三項第九号において「信託受益権」という。）

十（略）

十一 投資事業有限責任組合出資持分

十二（略）

2（略）

(投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合)

第二十七条 法第二十六条第二項(法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に係る法第二十六条第二項の規定による書面の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益証券を取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについて同意した場合(当該受益証券を取得する時まで)にその同意した者から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。)

(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・十 (略)

(削る)

(投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合)

第二十七条 法第二十六条第二項(法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(新設)

(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・十 (略)

十一 投資事業有限責任組合出資持分の取得及び譲渡

4 (略)

(外国投資信託に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条第一項	読み替える法の規定		(略)	読み替えられる字句
	投資信託約款	取得の申込みの勧誘	その運用の指図を行う	読み替えられる字句
	外国投資信託約款等	国内における取得の申込みの勧誘	当該外国投資信託の	読み替えられる字句

4 (略)

(外国投資信託に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条第一項	読み替える法の規定		(略)	読み替えられる字句
	投資信託約款	取得の申込みの勧誘	その運用の指図を行う	読み替えられる字句
	外国投資信託約款等	国内における取得の申込みの勧誘	当該外国投資信託の	読み替えられる字句

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>(特別の関係)</p> <p>第十四条の三 法第二十七条第五項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、同項の規定により同号に掲げる対象議決権（法第二十七条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この項において同じ。）を保有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区分に同じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。</p> <p>一 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係</p> <p>イ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）</p> <p>ロ その配偶者</p> <p>ハ その被支配会社</p> <p>ニ その支配株主等</p> <p>ホ その支配株主等の他の被支配会社</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者 前号イ及びロに掲げる者との関係</p> <p>2 前項の「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同項の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の</p>	<p>(特別の関係)</p> <p>第十四条の三 法第二十七条第五項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 共同で会社の対象議決権（法第二十七条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は会社の対象議決権を行使することを合意している者（次項において「共同保有者」という。）の関係</p> <p>二 夫婦の関係</p> <p>三 会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十七条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係</p> <p>四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係</p> <p>2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該</p>

百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。

3 第一項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該みなされる者を当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該みなされる者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）

改正案	現行
<p>（顧客債権から除かれるもの）</p> <p>第三条 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 前二号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する債権</p>	<p>（顧客債権から除かれるもの）</p> <p>第三条 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権</p> <p>四 前三号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する債権</p>

六 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
<p>（企業組合の組合員たる資格を有する者）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、その保有する次の各号に掲げる資産の合計額の組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。</p> <p>一 特定株式会社（次のいずれかに該当するものであつて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社に限る。次号から第四号までにおいて同じ。）の設立に際して発行する株式及び有限会社（中小企業者（中小企業基本法）昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。第四号において同じ。）に該当するものに限る。第三号において同じ。）又は企業組合の設立に際しての持分</p> <p>イ 資本の額が五億円以下のもの</p> <p>ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの</p> <p>ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの</p>	<p>（企業組合の組合員たる資格を有する者）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（新設）</p>

- 二 前事業年度において次の(1)に掲げる額の(2)に掲げる額に対する割合が百分の三を超えるもの
  - (1) 試験研究費及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第五号に規定する開発費の合計額
  - (2) 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額
- ホ 設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるものの
  - 二 特定株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。)又は有有限会社若しくは企業組合の持分
  - 三 特定株式会社の発行する社債、新株予約権付社債(商法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債をいう。)若しくは証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形(以下この号において「特定約束手形」という。)又は有限会社若しくは企業組合の発行する特定約束手形
  - 四 中小企業者等(中小企業者及び特定株式会社(中小企業者に該当するものを除く。))をいう。次号及び第六号において同じ。)(に対する金銭債権
- 五 中小企業者等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五

条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権（中小企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）

六 工業所有権又は著作権（投資事業有限責任組合が中小企業者等から取得したものに限り。）

（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用）

第九条 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第五項の規定により行われる同項第四号に掲げる事業（以下この条において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、商法第二百九十七条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第一条の二第一項第十一号、日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第六項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び次条において同じ。）をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2・3 (略)

（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用）

第九条 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第五項の規定により行われる同項第四号に掲げる事業（以下この条において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第一条の二第一項第十一号、日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第六項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び次条において同じ。）をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2・3 (略)

七 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる債券</p> <p>二 証券取引法第一条第一項第三号の二に掲げる特定社債券</p> <p>三 証券取引法第一条第一項第四号に掲げる社債券</p> <p>四 証券取引法第一条第一項第五号に掲げる出資証券</p>	<p>(新株予約権付社債に準ずる社債)</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第二号の政令で定める社債は、新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。</p> <p>(指定有価証券)</p> <p>第一条 法第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第四号に掲げる社債券（法第三条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等（以下単に「新株予約権付社債等」という。）を除く。）</p> <p>(新設)</p>

五 証券取引法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券及び優先出資引受権を表示する証書

(新設)

六 証券取引法第二条第一項第五号の三に掲げる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券

(新設)

七 証券取引法第二条第一項第七号に掲げる受益証券

(新設)

八 証券取引法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券又は投資法人債券

(新設)

九 証券取引法第二条第一項第七号の三に掲げる受益証券

(新設)

十 証券取引法第二条第一項第七号の四に掲げる受益証券

(新設)

十一 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形

二 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形

十二 前各号に掲げる有価証券又は次号に掲げる権利に係る証券取引法第二条第一項第十号の二に掲げる証券又は証書

(新設)

十三 第一号から第十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、証券取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの

三 前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、証券取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの

(付随事業)

第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 約束手形(証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものを除く)の取得及び保有を行う事業

二 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業

三 法第三条第一項第三号に規定する指定有価証券に表示されるべ

き権利又は同項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

（削る）

（特定指定有価証券の保有期間）

第三条 法第三条第一項第三号の政令で定める期間は、六月とする。

（削る）

（特定金銭債権の保有期間）

第四条 法第三条第一項第四号の政令で定める期間は、六月とする。

（削る）

（特定中小企業等）

第五条 法第三条第一項第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（第二条第一項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するものうち、証券取引法第一条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社イ 資本の額が五億円以下のもの
- ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

八 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

二 前事業年度において次の(1)に掲げる額の(2)に掲げる額に対する割合が百分の三を超えるもの

(1) 試験研究費及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第五号に規定する開発費の合計額

(2) 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

ホ 設立の日以後一年を経過していないものであって、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

二 中小企業者に該当する合名会社、合資会社、有限会社及び個人  
三 企業組合及び協業組合

(一)の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の割合)

第六条 法第三条第一項第九号の政令で定める割合は、百分の五とする。

(投資事業有限責任組合の業務の執行を実質的に支配する関係を有する者)

(削る)

(削る)

第七条 法第三条第一項第九号イの政令で定める投資組合等は、次に掲げるものとする。

一 投資事業有限責任組合の無限責任組合員（無限責任組合員が数人あるときは、そのいずれか一人の無限責任組合員。以下同じ。）である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者がその業務を執行する者である投資組合等

二 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者がその業務を執行する者である投資組合等

2 法第三条第一項第九号ロの政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

二 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者

(付随事業)

(削る)

第八条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、同項第三号に規定する指定有価証券に表示されるべき権利又は同項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）及び不動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業と

(外国法人の発行する株式の取得等)

第三条 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同項第九号の規定による出資及び同項第十一号の規定による取得の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければならない。

(余裕金の運用方法)

第四条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。

(削る)

一 国債又は地方債の取得

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

する。

(外国法人の発行する株式の取得等)

第九条 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同項第九号の規定による出資の価額並びに同項第十一号イの規定による取得及び同号ロの規定による出資の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければならない。

(余裕金の運用方法)

第十条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金

二 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)又は銀行その他の金融機関の発行する債券の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券(前号に規定する債券に該当するものを除く。)(の取得)

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

五 投資信託又は貸付信託の受益証券の取得

六 次に掲げる証書をもって表示される金銭債権の取得

イ 譲渡性預金証書

ロ 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形(法第三条

二 (略)

(削る)

第一項第三号に規定する特定指定有価証券であるものに限る。  
一  
七 (略)

(組合員の数の合計)

第十一条 法第三条第四項の政令で定める数は、百人とする。ただし、法第六条の二第一項に規定する特定組合（第十三条において単に「特定組合」という。）については、適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十三条第一号において同じ。）以外の組合員の数は、四十九人を超えてはならない。

(中小未公開企業株式取得等事業)

第十二条 法第六条の二第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社（法第三条第一項第七号に規定する特定中小企業等）以下単に「特定中小企業等」という。）に限る。次号において同じ。（）の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社（特定中小企業等に限る。次号において同じ。）又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- 二 株式会社の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有
- 三 前二号の規定により投資事業有限責任組合（以下この条（第十

(削る)

「二号を除く。」において「組合」という。）がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社（特定中小企業等を除く。第九号において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は組合がその持分を保有している有限会社（特定中小企業等を除く。第九号において同じ。）の持分の取得及び保有。

四 株式会社等保有会社（前三号の規定により組合がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はその持分を保有している株式会社等（株式会社及び有限会社をいう。以下この号、次号及び第八号において同じ。）をいう。以下同じ。）が合併により消滅する場合において、存続会社（合併後存続する株式会社等又は合併により設立する株式会社等であつて、特定中小企業等及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。）が当該合併に際して割り当てる株式若しくは持分又は存続会社（株式会社に限る。）がその義務を承継した新株予約権若しくは新株予約権付社債等の取得及び保有

五 株式会社等保有会社が分割により承継会社（新設分割により設立する株式会社等又は吸収分割により営業を承継する株式会社等であつて、特定中小企業等及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。）に営業を承継させる場合において、当該承継会社が当該株式等保有会社の株主に対して当該分割に際して割り当てる株式若しくは持分又は当該承継会社（株式会社に限る。）がその義務を承継した新株予約権若しくは新株予約権付社

債等の取得及び保有

六 株式等保有会社（株式会社に限る。以下この号において同じ。）

（が株式交換又は株式移転により完全子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。第八号において同じ。）となる場合において、特定完全親会社（株式交換により完全親会社（同項に規定する完全親会社をいう。以下この号において同じ。）となる株式会社又は株式移転により設立する完全親会社であつて、特定中小企業等及び株式等保有会社以外の株式会社をいう。以下この号において同じ。）が当該株式交換若しくは株式移転に際して割り当てる株式又は特定完全親会社がその義務を承継した新株予約権の取得及び保有

七 株式等保有会社等（株式等保有会社及び組合がその持分を保有している企業組合をいう。以下この号において同じ。）に対する金銭の新たな貸付け及び当該貸付けに係る金銭債権であつて株式等保有会社等に対するものの保有

八 組合が前号の規定により保有することとなつた金銭債権であつて、株式等保有会社が合併により消滅する場合における存続会社（合併後存続する株式会社等又は合併により設立する株式会社等であつて、株式等保有会社以外のものをいう。）若しくは分割により承継会社（新設分割により設立する株式会社等又は吸収分割により営業を承継する株式会社等であつて、株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。）に営業を承継させる場合における当該承継会社とその債務を承継したもの又は株式等

保有会社（株式会社に限る。）が株式交換若しくは株式移転により完全子会社となる場合における当該完全子会社に対するものの保有

九 特定中小企業等又は第三号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

十 特定中小企業等（投資事業を営む者を除く。）を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）の出資の持分又は信託の受益権（特定中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有

十一 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している特定中小企業等に対して経営又は技術の指導を行う事業

十二 次に掲げる事業であつて、イの規定による取得及び口の規定による出資の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五

条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資又は投資事業を営む者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

十三 組合契約の目的を達成するため、次に掲げる方法により行う業務上の余剰金の運用

イ 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金

ロ 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行その他の金融機関の発行する債券の取得

ハ 特別の法律により設立された法人の発行する債券（ロに規定する債券に該当するものを除く。）の取得

ニ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

ホ 投資信託又は貸付信託の受益証券の取得

ヘ 譲渡性預金証書又は証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形をもつて表示される金銭債権の取得

ト 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府

が主たる出資者となつてゐる機関をいう。）、外国の地方公共  
団体が主たる出資者となつてゐる法人又は外国の銀行その他の  
金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

（特定組合の組合員の資格を有する者）

削る

第十三条 法第六条の二第一項の政令で定める者は、次のいずれかに

該当する者とする。

一 適格機関投資家

二 資本の額又は出資の総額が一億円以上の会社

三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営  
むことを約するものによつて成立する組合（その組合員のすべて

が前二号又は次号から第七号までに掲げる者であるものに限る。

）及び匿名組合契約に係る営業者（投資事業を営む者であつて、

当該営業者を相手方としてその投資事業のために匿名組合契約に

基づく出資をする者のすべてが前二号又は次号から第七号までに

掲げる者であるものに限る。）

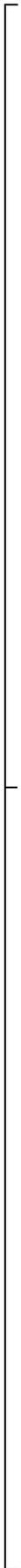
四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条第三号及  
び第五号に掲げる学校法人

五 外国の法令上前各号に掲げるものに相当する者

六 外国に所在する投資事業有限責任組合に類似する団体

七 中小企業総合事業団

八 当該特定組合の無限責任組合員が法人である場合におけるその  
役員及び使用人



改正案	現行
<p>(削る)</p>	<p>(投資事業有限責任組合が営むことができる事業の範囲)</p> <p>第四条 法第十六条の二第一項第一号イの政令で定める割合は、百分の二とする。</p> <p>2 法第十六条の二第一項第五号イから八までに掲げる事業については、次に掲げる額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する組合契約をいう。次条第二項において同じ。）の定めるところにより、行わなければならない。</p> <p>一 法第十六条の二第一項第五号イ及びロの規定による取得の価額の額</p> <p>二 法第十六条の二第一項第五号ハの規定による貸付けに係る残高の額</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第九号の規定による出資の価額並びに同項第十一号イの規定による取得及び同号ロの規定による出資の価額の合計額</p> <p>(特定組合に該当しないものとみなす投資事業有限責任組合の事業の範囲)</p> <p>第四条の二 法第十六条の二第四項第二号の政令で定める社債は、新</p>

株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。

2 法第十六条の二第四項第八号イからニまでに掲げる事業については、次に掲げる額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければならない。

一 法第十六条の二第四項第八号イから八までの規定による取得の価額

二 法第十六条の二第四項第八号ニの規定による貸付けに係る残高の額

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第九号の規定による出資の価額並びに同項第十一号イの規定による取得及び同号ロの規定による出資の価額の合計額

3 法第十六条の二第四項第九号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 株式等保有会社（法第十六条の二第四項第一号、第二号、第四号又は第八号イの規定により投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はその持分を保有している株式会社等）株式会社及び有限会社をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が合併により消滅する場合において、存続会社（合併後存続する株式会社等又は合併により設立する株式会社等

であつて、認定等会社（法第十六条の二第一項第一号に規定する認定等株式会社及び認定等有限会社をいう。以下この条において同じ。）及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。）が当該合併に際して割り当てる株式若しくは持分又は存続会社（株式会社に限る。）がその義務を承継した新株予約権若しくは新株予約権付社債等の取得及び保有

二 株式等保有会社が分割により承継会社（新設分割により設立する株式会社等又は吸収分割により営業を承継する株式会社等であつて、認定等会社及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。）に営業を承継させる場合において、当該承継会社が当該株式等保有会社の株主に対して当該分割に際して割り当てる株式若しくは持分又は当該承継会社（株式会社に限る。）がその義務を承継した新株予約権若しくは新株予約権付社債等の取得及び保有

三 株式等保有会社（株式会社に限る。以下この号において同じ。）が株式交換又は株式移転により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）となる場合において、特定完全親会社（株式交換により完全親会社（同項に規定する完全親会社をいう。以下この号において同じ。）となる株式会社又は株式移転により設立する完全親会社であつて、認定等会社及び株式等保有会社以外の株式会社をいう。以下この号において同じ。）が当該株式交換若しくは株式移転に際して割り当てる株式又は特定完全親会社がその義務を承継した新株予約権の取得及び保

有

四 投資事業有限責任組合が法第十六条の二第四項第三号、第四号又は第八号の規定により保有することとなつた社債及び金銭債権であつて、当該社債に係る債権又は金銭債権の債務者である株式会社等が合併により消滅する場合における存続会社（合併後存続する株式会社等又は合併により設立する株式会社等であつて、認定等会社等（認定等会社並びに同項第四号の株式会社及び有限会社をいう。以下この号において同じ。）及び株式等保有会社以外）のもの。以下この号において同じ。）及び株式等保有会社以外のもをいう。（又は分割により承継会社（新設分割により設立する株式会社等又は吸収分割により営業を承継する株式会社等であつて、認定等会社等及び株式等保有会社以外のものをいう。以下この号において同じ。）に営業を承継させる場合における当該承継会社とその債務を承継したものの保有（第一号及び第二号に掲げるものを除く。））

第五条（第十一号）（略）

（新設）

第四条（第十号）（略）  
（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の範囲）  
第十一条 法第二十九条の八の政令で定める組合は、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合とする。

- 一 法第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者、法第五条の二第一項に規定する認定共同事業再編事業者、法第七条第一項に規定する認定経営資源再活用事業者又は法第九条第一項に規定する認定事業革新設備導入事業者
- 二 事業再構築（法第二条第二項に規定する事業再構築をいう。以下同じ。）を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者
  - イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。）に対する割合が百分の二を超えるものであること。
    - (1) 前事業年度において生じた純損失の額
    - (2) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額
    - (3) 前事業年度終了の日における欠損の額
  - ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。
- 三 前二号に掲げる事業者の関係事業者（法第二条第二項第一号イに規定する関係事業者をいう。）
  - 2 | 前項第一号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。